

## 政策研究部 絆グループ 29年度 第2回議事録

日時：5月11日(木) 15:00～17:00

場所：支援センター会議室

出席者：田中、廣川、堀内、大福、石見、植村、久保田、添田（欠 石田、浅野）

### 【1】絆グループとWAN事業(地域ネット)の今後の活動について

#### [1]責任分担

- ①総責任者 石井理事長
- ②実行委員長(運営責任者) 浅野副理事長、・事務局長(WAMとの窓口) 堤理事
- ③ハンドブック編集責任者(岩田事務局長・渡口さん)
- ④報告書作成責任者 堤理事
- ⑤勉強会・シンポジウム責任者 石井理事長(副 大福、堀内)・企画・講師交渉・報告書作成など
- ⑥会計責任者 石見理事・支払業務・予算管理・決算・監査対応
- ⑦ホームページ担当 岩渕さん・データメンテナンス・システム管理ほか

\*昨日(5月10日)の地域ネットの会合で、上記の通り組織が生まれ、スタートしました。しかし多くの課題が考えられ、絆グループとしての全面的協力はできないとの結論となりました。よって、今後はメンバー各自の判断で地域ネットへ参加することを決める事としました。

今までみんなで総力を挙げて取り組んできたけれど、協議会執行部への理解が得られないことは誠に残念だという意見もあり、今度は別な側面より私たちの活動を考えることとしました。

### 【2】絆グループ懸案事項の推進について (別紙①)

協議会としてできない事業を新しい団体:八王子共生社会推進会議 を新たに立ち上げ、早急にNPO法人としての認証を得て、多くの事業に挑戦するということを承認しました。

事業内容は別紙①による。

出来るだけ6月中には東京都に申請書を提出する。

### 【3】住民主体による訪問型生活支援サービス団体の募集に応募 (別紙②)

当面は活動の拠点が無いが、上記団体へ応募し、拠点を得、サロン開催などを目指す。

いくつかの関門があるが、市・担当課とも相談し資格を得たい。

### 【4】その他

#### ①次回例会開催日

・ 5月25日(木) 15:00～

・ 場所:支援センター会議室

以上

別紙①

八王子共生社会推進会議 設立(仮称)について

場 所 八王子市市民活動支援センターサボハチガーデン

議 題 ①団体名の決定八王子共生社会推進会議(案) (愛称：NPO もやい)

②登録団体の住所(八王子市散田町4丁目24番15号 ケアセンター太陽内)

③地域共生社会の構築

④事業分野(例)

- ◆ サロンの運営(とりあえず開催は支援センター会議室)
- ◆ 移送サービスの支援(人材育成・事業環境の整備など)
- ◆ 生浩支援(空家管理, 見守り, 外出支援)
- ◆ 新総合事業の担い手養成
- ◆ 市役所、社協、町自運、包括、民生委員、協議会との協働

⑤会員募集について

⑥その他 チラシ、パンフレット、名刺、FB、HP、ML、NPO 設立、協議体への参加

地域共生社会とは

高齢者や障害者、乳幼児などは介護や社会福祉サービス、保育園や幼稚園などの縦割りで支援を受けています。

しかし各サービスが不十分な場合もあり、支援が不定しているケースも多々出ています。また地域によってそれらのサービスに関しては格差があるのが現実です。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省が中心となり地域共生社会を構築するための方針が作られています。

地域の中で高齢者や障害者などを支えていくということが大きな目的となります。

また考えられているものの中には介護施設だけでは人員確保が難しい場合もあるため、介護施設と保育園、学童保育など複数のサービスを1つで行えるような施設の構想もあるようです。

◎「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000150631.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150631.pdf)

◎「地域共生社会」の実現に向けて

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikan-shitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000150615.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikan-shitsu_Shakaihoshoutantou/0000150615.pdf)

別紙②

住民主体による訪問型生活支援サービス団体の募集に応募

\*生活支援サービスの内容は、介護予防を目的とした多様な生活援助にかかる活動であることを前提に、団体が決定する。

①活動内容の例

掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、傾聴、電球交換、家具や電気機器の修理、パソコンや電気機器等の操作補助 等

(利用者の居宅において、日常生活上の多様な困りごとに対する様々な生活援助を広く対象とします。内容について判断に迷う場合は、問い合わせ先までご連絡ください。)

【補助項目】

②応募方法・応募書類

- ア. 参加申込書(第1号様式)
- イ. 収支予算書(第2号様式)
- ウ. 団体の会則
- エ. 団体の活動内容のチラシ等
- オ. 平成 28 年度団体活動実績

補助対象経費			月あたりの上限額
事務費	人件費（事務作業を行う者に限る）、物品購入費、印刷費、交通費、役務費、光熱水費、通信費、その他市が適当と認める経費	サービス提供にかかる必要な事務経費及び市等関係機関との調整、利用者のサービス調整等にかかるコーディネート等にかかる人件費	30,000 円/月
賃借料	賃借料	家賃（敷金・礼金含む）、コピー機、自動車等、の賃借にかかる経費	20,000 円/月
加算	※ 事務費に準じる	※ 補助対象期間内の活動件数を、その期間内の週数で除した件数。 詳細については別途定める。	補助対象期間における平均活動実績（延べ件数）
			I 週 1 回～5 回 …加算なし II 週 6 回～9 回 10,000 円/月 III 週 10 回以上 20,000 円/月
介護予防	※ 事務費に準じる	担い手の介護予防を目的に、サービスに従事する人員の規模に応じて事務経費に加算	当該事業に従事する人員が、10 名以上の場合  10,000 円/月